

令和2年8月7日

保護者 各位

上市町教育委員会

感染したか濃厚接触者となった場合の出席停止について（第47報）

8月5日、県内において、中学生の感染が報告されました。

今後、子どもたちの新型コロナウイルス感染症に関する出席停止等の取扱いについては、学校保健安全法第19条に基づき、下記のとおりとなりますので、ご承知おきください。

記

【児童生徒等の出席停止等の取扱いについて】

①児童生徒等本人が感染した場合

治癒するまで出席停止となります。

②児童生徒等が濃厚接触者として特定された場合

児童生徒本人は、出席停止となります。その期間は、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から数えて14日間です。

なお、この場合、児童生徒等が無症状であっても、検査を受けることが望ましいです。

③児童生徒等の家族等が濃厚接触者として特定された場合

児童生徒本人は、出席停止となります。その期間は、家族等が感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から数えて14日間となります。

なお、この期間に新たに家族等に陽性反応が出た場合は、本人が家族等と最後に濃厚接触をした日の翌日から数えて、さらに14日間（の期間）が延長されます。

④それ以外の場合

児童生徒本人や同居する親族等に発熱等の風邪の症状が見られる場合や、身近に濃厚接触者と接触した者がいるなどこの感染が懸念される場合は、自宅で休養することなどの対応をお願いします。なお、この時の出欠の取扱いは、出席停止又は校長が出席しなくてもよいと認めた日となります。

なお、この感染症についての出席停止の目安は次のとおりです。

- ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・重症化しやすい者で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合。
- ・その他、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様）
- ・医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合